

# 五城目町第6次行政改革推進プログラム

令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

令和2年3月

# 五 城 目 町

## 目 次

<b>1 策定の趣旨と計画期間</b>	<b>P 1</b>
(1) 策定の趣旨	
(2) 計画期間	
<b>2 第6次行政改革推進プログラム</b>	<b>P 2</b>
(1) 行政改革の考え方	
(2) 行政改革の基本方策	
<b>3 行政改革の取組内容、実施年度など</b>	<b>P 3</b>
(1) 「地方分権時代に即応できる行政システムの構築」に関する改革	
(2) 「健全な財政基盤を確立できる財政システムの構築」に関する改革	
(3) 「効率的な行政運営を目指した民間活力導入システムの構築」に関する改革	
(4) 「町民の満足度を重視した行政評価システムの構築」に関する改革	
(5) 定員管理の数値目標	
(6) 給与制度の見直し	
<b>用語解説</b>	<b>P 1 6</b>
<b>4 まとめ</b>	<b>P 1 7</b>

# 1 策定の趣旨と計画期間

## (1) 策定の趣旨

本町は、単独立町として更なる飛躍と発展を目指し、多様化する町民のニーズや社会情勢の変化に的確に対応するため、収入の確保やサービスの向上、経費の削減等の行政改革に取り組み、効率的な行政運営に努めてまいりました。

しかし、今後も進行するであろう全国トップクラスの少子高齢化や人口減少に伴い、歳入の根幹である町税の大幅な増収は見込めず、医療費や社会保障関係経費の増加、公共施設等の老朽化に伴う修繕や更新費用が見込まれるなど、依然として厳しい財政状況が続くものと予想されます。

このような状況でも、町民の目線に立った質の高い行政サービスを提供し、より多様化する町民ニーズや高度化・複雑化する行政課題に確実に対応していくためには、よりスリムで、より効率的・効果的な行政運営が求められています。

このため、令和元年度（2019年度）に「第5次行政改革推進プログラム」の計画期間が終了することに伴い、これまでの行政改革の取り組みや社会情勢を踏まえ、本町における今後の行政改革の基本的な方針を定めた「第6次行政改革推進プログラム」を策定し、職員一丸となって迅速かつ確実に改革を推進していきます。

## (2) 計画期間

計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

## 2 第6次行政改革推進プログラム

### (1) 行政改革の考え方

第5次行政改革推進プログラム(H27～R1)に引き続き、財政の健全性を確保しながら、町民福祉の維持増進が図られるよう行財政全般にわたる見直しを行うことを目的として、次の4項目を改革に当たっての基本方策とし、改革を実施します。

- ・「地方分権時代に即応できる行政システムの構築」に関する改革
- ・「健全な財政基盤を確立できる財政システムの構築」に関する改革
- ・「効率的な行政運営を目指した民間活力導入システムの構築」に関する改革
- ・「町民の満足度を重視した行政評価システムの構築」に関する改革

### (2) 行政改革の基本方策及び実施事項

#### ①「地方分権時代に即応できる行政システムの構築」に関する改革

職員数の縮小と併せて行政体のスリム化を図ることが大きな課題であることを認識し、組織機構の見直し、歳入確保のための遊休土地等の売却、歳出削減のための事務改善の推進を行います。また、AIやRPA等のICTの活用を検討し、事務の効率化や軽減を図ります。

#### ②「健全な財政基盤を確立できる財政システムの構築」に関する改革

厳しい財政状況が続いている中で、公会計による分析を実施し、下水道事業特別会計における公営企業法の全部適用を推進するとともに、受益者負担金の適正化に努め、基金を確保するなど財政の健全化を図ります。

#### ③「効率的な行政運営を目指した民間活力導入システムの構築」に関する改革

職員の減少に伴う業務の効率的な運営とコスト削減が必要であることを認識し、民間活力を有効に活用した事務事業の民間への委託を検討します。

#### ④「町民の満足度を重視した行政評価システムの構築」に関する改革

行政サイドにおける施策の満足度ではなく、町民サイドでの満足度を検討するため、施策等が本当に「町民のために役立っているのか」と「コストがこれ以上削減できなのか」の2点を主体に行政評価のシステムを構築します。

### 3 行政改革の取組内容、実施年度など

#### (1) 「地方分権時代に即応できる行政システムの構築」に関する改革

##### (ア) 組織・機構の見直し

実施項目（取組内容）	取組区分	実施年度（○検討、●実施）					備考 【担当課】
		R2	R3	R4	R5	R6	
町議会議員の定数について、調査を行い適正な定数に見直しを検討する。	検討	○	→	→	→	→	【議会事務局】
農業委員会委員及び農地最適化推進委員の定数について、調査を行い適正な定数に見直しを検討する。	検討	○	→	→	→	→	【農業委員会】
課の統廃合等を行う。 （学校教育課と生涯学習課を統合することについて検討する。）	継続	○	→	→	→	→	【総務課】 【教育委員会】
課の統廃合等を行う。 （職員削減（減少）に伴う住民サービスのあり方（総合窓口）について検討する。）	継続	○	→	→	→	→	【総務課】
課の統廃合等を行う。 （職員定員適正化計画の職員構成に基づく課のあり方について検討する。）	継続	○	→	→	→	→	【総務課】
第三セクターの見直しを行う。 （町が50%出資する法人（株）あったか五城目（H17設置）の経営状況の議会への説明のほか、経営改善後の出資比率の引き下げ等について検討する。）	継続	○	→	→	→	→	【総務課】

(取組区分)

継続	第5次行革プログラムに引き続き取り組む項目
検討	計画期間において検討が必要な項目 (検討結果により、取組内容が決定した場合は随時実施する)
縮減	計画期間において、縮小、削減、廃止等に取り組む項目
改善	計画期間において、制度の見直し等を実施し、改善が必要な項目
策定	計画期間において、新たに計画を策定する項目

(イ) 職員定数及び給与制度等の見直し

実施項目（取組内容）	取組区分	実施年度（○検討、●実施）					備考 【担当課】
		R2	R3	R4	R5	R6	
職員定員適正化計画に基づき一般職及び消防職員の適正な配置に努める。 （一般職員・再任用職員・消防職員の適正な雇用計画を作成する。）	継続	●	→	→	→	→	【総務課】
消防本部の職員数について、調査を行い適正な職員数になるよう検討する。 また、女性消防士や女性救命救急士を2人確保できるよう努める。 （緊急援助隊対応時の体制確保と消防力の強化を図る。）	検討	○	→	→	→	→	【総務課】 【消防本部】
職員に関する制度の充実を図る。 （定年前早期退職制度、育児休業制度及び再任用制度等の充実を図る。）	継続	●	→	→	→	→	【総務課】
町長、副町長、教育長の給料額について適正な額の検討、改定を行う。 （H18.4月改定 町長：720千円、副町長：555千円、教育長：490千円）	継続	●	→	→	→	→	【総務課】
議会議員の報酬の額について適正な額の検討、改定を行う。 （H18.4月改定 議長：280千円、副議長：245千円、議員：235千円）	継続	●	→	→	→	→	【総務課】
一般職の職員手当を抑制する。 （時間外勤務手当の削減目標を定める。経常分を1/3削減する。）	継続	●	→	→	→	→	【総務課】
委員報酬の見直しを検討する。	継続	○	→	→	→	→	【総務課】

**(ウ) 職員の能力開発の推進**

実施項目（取組内容）	取組区分	実施年度（○検討、●実施）					備考 【担当課】
		R2	R3	R4	R5	R6	
職員研修計画に基づき、職員を積極的に各種研修に参加させ職員個々の能力向上に努める。	継続	●	→	→	→	→	【総務課】
自治大学校、アカデミー研修等の専門研修を積極的に取り入れる。	継続	●	→	→	→	→	【総務課】
I T研修の活用により事務効率の改善に努める。	検討	○	→	→	→	→	【総務課】
職員の電話・窓口対応力の向上や横断的な課室の連携などにより、迅速かつ丁寧な住民サービスの提供に努める。	改善	●	→	→	→	→	【関係各課】

**(エ) 公共施設の管理運営体制の見直し**

実施項目（見直し内容）	取組区分	実施年度（○検討、●実施）					備考 【担当課】
		R2	R3	R4	R5	R6	
各施設の管理体制について再検討する。（指定管理者制度実施施設も含む。）	継続	○	→	→	→	→	【総務課】 【関係各課】
地区公民館の利用実績に基づき、管理運営体制の改善策を検討する。（開館時間の変更及び施設管理人等の配置について検討する。）	継続	○	→	→	→	→	【生涯学習課】
大川小学校の利活用計画を策定し、その活用を図る。	継続	●	→	→	→	→	【総務課】
各公共施設及び道路照明灯等のLED化を推進し、電気料金の削減に努める。	改善	●	→	→	→	→	【関係各課】
公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の見直しを行い、町有資産の用途廃止、解体、売却等に努める。	改善	●	→	→	→	→	【総務課】 【関係各課】

**(オ) 町有財産の利活用の見直し**

実施項目（取組内容）	取組区分	実施年度（○検討、●実施）					備考 【担当課】
		R2	R3	R4	R5	R6	
町有財産利活用計画に基づく個々の物件について活用策を検討する。	継続	○	→	→	→	→	【総務課】
上記活用策の検討で売却と決定となった物件について、一般競争入札による公募売却を原則としながらも、公平・公正の確保が図られる物件については、積極的に随時売却を実施する。	継続	●	→	→	→	→	【総務課】 【関係各課】
行政財産となっていないながら、行政目的に利用されていない未利用地がないか点検する。	継続	○	→	→	→	→	【総務課】 【関係各課】
行政財産である公営住宅のうち、耐用年数を経過した団地について、入居者への払い下げ等の検討を行う。	継続	○	→	●	→	→	【建設課】
指定管理者制度で町内会に管理運営を行っている集会施設について、町内会への譲与を行い、町所有の集会施設を地区公民館に集約する。	継続	●	→	→	→	→	【総務課】 【関係各課】

**(カ) 広域行政の推進**

実施項目（取組内容）	取組区分	実施年度（○検討、●実施）					備考 【担当課】
		R2	R3	R4	R5	R6	
定住自立圏構想の推進状況を見守りながら、生活機能の強化につながる広域行政の推進について検討する。	継続	○	→	→	→	→	【総務課】 【関係各課】
凍結状態の五城目町消防・男鹿地区消防一部事務組合・湖東地区一部事務組合の消防広域化について状況を見ながら適切に対応する。	継続	○	→	→	→	→	【消防本部】 【総務課】



実施項目（取組内容）	取組区分	実施年度（○検討、●実施）					備考 （効果など）【担当課】
		R2	R3	R4	R5	R6	
秋田県消防広域化検討会の状況を見ながら適切に対応する。	検討	○	→	→	→	→	【消防本部】 【総務課】
南秋地域・市町村間連携に関する地域連携研究会により地域連携について検討する。	検討	○	→	→	→	→	【総務課】

### （キ）町民参画行政の推進

実施項目（取組内容）	取組区分	実施年度（○検討、●実施）					備考 （効果など）【担当課】
		R2	R3	R4	R5	R6	
各種委員、審議会等の委員はできる限り公募とする。	継続	○	→	→	→	→	【総務課】 【関係各課】
町が支援、援助している各種団体の自立を促進する。（3年以上補助金を交付している団体への交付の是非について検討する。）	継続	○	→	→	→	→	【総務課】 【関係各課】
パブリックコメントによる政策形成過程への町民参加を促進する。	継続	○	→	→	→	→	【総務課】 【関係各課】
固定資産台帳データベースを随時更新し、町HPに公表し、民間企業等の町有資産利活用提案や売却を図る。	改善	●	→	→	→	→	【総務課】
町で保有している公共データを二次利用可能なオープンデータとして公開し、町民生活に便利なサービスが開発されることなどにより、町民生活の利便性向上を図る。	検討	○	→	→	→	→	【総務課】 【関係各課】

(ク) 事務改善の推進及び事務事業の見直し

実施項目（取組内容）	取組区分	実施年度（○検討、●実施）					備考 【担当課】
		R2	R3	R4	R5	R6	
会議等に伴う懇親会経費の削減に引き続き努める。 （懇親会経費は参加者の自己負担とする。）	継続	●	→	→	→	→	【関係各課】
公用車のうちリース車の再リース又は買い取り、軽自動車化を図る。また、環境に配慮したエコカーの導入を推進する。 （公用車の削減についても実態調査し、削減に努める。）	継続	●	→	→	→	→	【関係各課】
町単独補助金の見直し及び削減を行う。 （補助金効果等を行政評価システム等により検証し、補助金の効果的な投下に努める。）	継続	●	→	→	→	→	【総務課】
期日前投票の定着内容により投票区の見直しを行う。 （14投票区を8投票区程度に統合する。）	継続	○	→	→	→	→	【総務課】
町有地等の草刈りは職員で対応する。 （役場庁舎等の一部で実施する。）	継続	●	→	→	→	→	【関係各課】
長期継続契約の導入による事務及び経費の縮減に努める。	継続	●	→	→	→	→	【関係各課】
県からの事務事業の権限移譲を積極的に受け入れる。 （権限移譲の目標率を90%以上とする。）	継続	●	→	→	→	→	【総務課】 【関係各課】
庁舎内のペーパーレスを推進する。 （会議等においてタブレット端末の利用によるペーパーレスの推進を図る。）	検討	●	→	→	→	→	【総務課】 【関係各課】

実施項目（取組内容）	取組区分	実施年度（○検討、●実施）					備 考 【担当課】
		R2	R3	R4	R5	R6	
事務事業のマニュアル作成による事務の効率化に努める。 （担当者が不在でもマニュアルによる事務処理が可能となるマニュアルの作成を推進する。）	継続	○	→	→	→	→	【総務課】 【関係各課】
ノー残業を推進する。 （職員のワークライフの充実を図り、心身ともに健康な状態での事務従事を努める。）	継続	●	→	→	→	→	【総務課】 【関係各課】
AI、RPA等のICTの活用を検討し、事務の効率化、軽減を図る。	検討	○	→	→	→	→	【総務課】 【関係各課】

**(2) 「健全な財政基盤を確立できる財政システムの構築」に関する改革**

**(ア) 財政体質の改善**

実施項目（取組内容）	取組区分	実施年度（○検討、●実施）					備考 【担当課】
		R2	R3	R4	R5	R6	
公会計の整備を実施する。 （バランスシート及び行政コスト計算書を活用した公営企業や第三セクター等を含めた連結バランスシートの作成・公表に取り組む。）	継続	●	→	→	→	→	【総務課】
健全な財政運営に努める。 （健全化判断比率が早期健全化基準を上回らないように実施事業の見直し、受益者負担の適正化に努め、基金の確保など健全な財政運営に努める。）	継続	○	→	→	→	→	【総務課】
令和3年4月1日から下水道特別会計の公営企業法適用（全部適用）に向け、固定資産台帳及び公営企業会計システムの整備を進める。	検討	●	→	→	→	→	【建設課】
債務の軽減を図る。 （地方債発行額の抑制、地方債の借換え、繰上償還を行う。）	継続	○	→	→	→	→	【総務課】

**(イ) 受益者負担の適正化**

実施項目（取組内容）	取組区分	実施年度（○検討、●実施）					備考 【担当課】
		R2	R3	R4	R5	R6	
受益者負担金の適正化に努める。 （引き続き健康診断受診者納付金等の適正化に努める。）	継続	○	→	→	→	→	【関係課】
各手数料の見直しを検討する。 （督促手数料の単価を督促状1件当たり150円から200円に引き上げるについて検討する。など）	継続	○	→	→	→	→	【総務課】 【関係各課】

実施項目（取組内容）	取組区分	実施年度（○検討、●実施）					備考 【担当課】
		R2	R3	R4	R5	R6	
五城目町公共施設の使用料適正化に関する方針により、各施設の使用料改定を検討し、実行する。	検討	○	→	→	→	→	【関係各課】

**（ウ）財源の確保**

実施項目（取組内容）	取組区分	実施年度（○検討、●実施）					備考 【担当課】
		R2	R3	R4	R5	R6	
財政調整基金の積立額の目標額を設定し、基金の維持に努める。 （目標額を標準財政規模の1割以上2割程度とし、基金残高に不足が生じないようにする。）	継続	●	→	→	→	→	【総務課】
収納率の向上を図る。 （町税、使用料等の徴収体制を強化する。債権差押等の滞納処分を強化する。など）	継続	●	→	→	→	→	【税務課】 【関係各課】
未利用財産の売り払いによる財産の確保に努めます。 （財産収入は財政健全化のために活用する。）	継続	●	→	→	→	→	【総務課】
地方公営企業関係における収益増対策を実施する。 （公共下水道事業の未接続者に対する接続要請による使用料増収を図る。）	継続	●	→	→	→	→	【建設課】
地方公営企業関係における収益増対策を実施する。 （公共下水道事業及び水道事業の使用料滞納の解消に努める。）	継続	●	→	→	→	→	【建設課】
地方公営企業関係における収益増対策を実施する。 （公共下水道事業、水道事業の使用料改定を検討する。）	検討	○	→	→	→	→	【建設課】
公用車等の広告可能媒体への有料広告やネーミングライツの導入を検討する。	検討	○	→	→	→	→	【総務課】 【関係各課】

**(3) 「効率的な行政運営を目指した民間活力導入システムの構築」に関する改革**

**(ア) 事務事業の民間委託**

実施項目（取組内容）	取組区分	実施年度（○検討、●実施）					備考 【担当課】
		R2	R3	R4	R5	R6	
今後の職員の減少等を考慮した事務事業のあり方の中で民間委託の可能性を検討し実施する。	継続	○	→	→	→	→	【総務課】 【関係各課】
水道施設の維持管理について、民間委託について検討する。	継続	○	→	→	→	→	【建設課】

**(イ) 町有施設の管理運営の民間委託**

実施項目（取組内容）	取組区分	実施年度（○検討、●実施）					備考 【担当課】
		R2	R3	R4	R5	R6	
指定管理者制度に移行していない町有施設について、管理運営方式を再検討する。	継続	○	→	→	→	→	【総務課】 【関係各課】
役場庁舎等のパートによる清掃業務の委託について再検討する。	継続	○	→	→	→	→	【総務課】 【関係各課】
町直営で行っている道路の維持補修・清掃業務の委託について実施する。	継続	●	→	→	→	→	【建設課】

**(4) 「町民の満足度を重視した行政評価システムの構築」に関する改革**

**(ア) 行政評価システムの導入**

実施項目（取組内容）	取組区分	実施年度（○検討、●実施）					備考 【担当課】
		R2	R3	R4	R5	R6	
各課で行っている業務（細目単位など）の費用対効果等を検討するため、それぞれの事務事業が「町民に本当に役立っているのか。」又は「コストがこれ以上削減できないのか。」の2点を主体に評価する行政評価システムを確立する。	継続	○	→	→	→	→	【総務課】
新規事務事業について、企画立案の段階での事務事業評価を行い、無理無駄な事業の執行を極力抑える。	継続	●	→	→	→	→	【総務課】

**(イ) PDCAサイクルの構築**

実施項目（取組内容）	取組区分	実施年度（○検討、●実施）					備考 【担当課】
		R2	R3	R4	R5	R6	
厳しい財政状況であることを踏まえ、前例踏襲による事務事業の進め方では歳出削減は行えないことから、事務事業の見直しが行えるシステム（→PLAN 企画立案→DO 事業執行→CHECK 検証・評価→ACTION 見直し→）を行政評価システムの確立に併せて構築する。	継続	○	→	→	→	→	【総務課】

## (5) 定員管理の数値目標

### ① 令和2年度から令和6年度までの定員適正化計画

職員の定員適正化の数値目標は、143人（再任用職員を含む。）とする。一般行政職員数は減少するものの、再任用職員を含め定員適正化を図る。消防職員数は、緊急援助隊対応時の体制確保と消防力の強化を図り、かつ女性消防士の採用を目指し、令和元年度に比較し、5人増の34人とする。ただし、財政事情及び社会情勢の変化等により必要があれば随時計画を変更するものとする。また、早期退職者募集制度による退職者については計画に含めないものとし、当該制度による退職者が出た場合には、随時採用枠を増員して対応するものとする。年次別数値目標は、次のとおりとする。

(単位：人)

区 分	基準数値				各年4月1日の職員数					増減数 (R6-R1)
	H17	H20	H26	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
一 般 行 政 職	149	129	115	96	94	93	90	85	85	△11
再 任 用				10	14	18	21	26	25	15
消 防 職	25	26	29	29	29	29	31	32	33	4
合 計	174	155	144	135	137	140	142	143	143	8
採用者（見込）	0	1	5	6	6	5	6	4	5	/
退職者（見込）	6	8	9	8	6	7	8	4	4	

### ② 平成22年度から令和元年度までの職員数推移

(単位：人)

区 分	各年4月1日の職員数										増減数 (R1-H22)
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
一般行政職	127	125	124	121	115	109	106	99	95	96	△31
再 任 用						1	3	10	10	10	10
消 防 職	26	26	26	26	29	29	29	29	28	29	3
合 計	153	151	150	147	144	139	138	138	133	135	△18



## (6) 給与制度の見直し

給与制度については、これまで国・県に準じた制度改革を行っており、高齢層職員の昇給停止（55歳以上の昇給停止）や定年退職者の退職時特例昇給の廃止、平成27年には官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準を引き下げる等、制度の適正化とともに総人件費の抑制を図ってきたところであり、本町の給与水準を表すラスパイレス指数は、令和元年度93.3ポイント（県内市町村平均96.4ポイント、全国町村平均96.3ポイント）であり、県内でも下位に位置しております。

職員の給与制度については、年功的な給与制度から、職員の意欲を喚起する給与制度への転換を図るため、国の公務員制度改革の動向を見据え、人事評価システムの導入等に併せた新たな給与制度について引き続き検討する必要があります。

## 《用語解説》

### 「オープンデータ」

機械判読に適したデータ形式で、二次利用可能な形で公開された公共データのこと。利用方法については限定するものではないが、一例として、地域情報サイトにおける御当地キャラ情報の利用、観光サイトにおける文化財情報の利用等が挙げられる。

### 「ICT」

情報通信技術のこと。一般的にITよりもコミュニケーション「通信」を強調する場合に用いられる。

### 「AI」

Artificial Intelligence の略称。人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術、または人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラム。一般に「人工知能」と訳される。

### 「RPA」

Robotic Process Automation の略称。人工知能を備えたソフトウェアのロボット技術により、定型的な事務作業を自動化・効率化し、業務を補完・代行する仕組み。

### 「指定管理者制度」

体育館や図書館など地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置した公共施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度。

### 「利用料金制」

指定管理者制度を導入している公共施設の利用に際して料金を徴収している場合、得られた収入を地方公共団体との協定の範囲内で管理者の収入とすることが出来る制度。

### 「ネーミングライツ」

施設等に対して命名することが出来る権利。命名権。

## 4 ま と め

行政改革は、厳しい財政状況が続くなかで、町民の福祉の向上を目的に、町民がゆとりと豊かさを実感できる地域社会を築いていくとともに、町民の視点に立ち、町民の多様なニーズや新たな行政課題に最小の費用で最大の効果が得られるように行政全般にわたって改善を図るものであります。

また、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚に基づき、常に自己啓発に努めるとともに、自主的かつ意欲的に創意・工夫を凝らし、能率的な事務処理や事務執行における改革、改善を自らの課題として積極的に取り組み、町民の信頼と期待に応えていくことが重要であります。

行政改革は、単に行政のみの努力や負担によって達成し得るものではなく、町民にも負担を伴うものであることから、町民の理解と協力が不可欠であり、まちづくりは町民一人ひとりにとっても自らの課題であるという認識を醸成していく必要があります。このことは、「協働のまちづくり」の基本でもあることから、この行政改革の考え方又は進捗状況などについては、町民に公表し、各種団体をはじめ広く住民に理解と協力が得られるよう積極的に働きかける必要があります。

今後、国県の動向や社会経済情勢の変化などによっては、取組内容の中止、縮小が必要となる場合も予想されますが、健全な行財政運営を基本とし、町民の理解と協力によって、その変化に的確に対応したいと考えます。